

研究会	アジア地域統合研究試論（金曜セミナー）第 14 回
テーマ	アジアの人権ガバナンス
報告者	勝間靖（アジア太平洋研究科准教授）
日時	2008 年 2 月 29 日（金）16 時 30 分～18 時
場所	早稲田大学 1 9 号館 3 1 5 教室
参加者	篠原初枝（アジア太平洋研究科教授）、各フェロー、院生など。

報告要旨：

研究アジェンダの設定に向けて、研究動向のレビューと比較優位を探したい。最初に六つのメニューを示し、COE で実現できそうなものを選んで重点的に説明する。

一つ目の「アジア的価値」の問題は、国際人権の普遍性に対するアジアのリーダーからの異議申し立てで、アウトデイツドで決着もついている議論だが、依然としてやりたいという人が多い。二つ目は国連人権理事会におけるスペシャルプロシージャー、つまり北朝鮮やミャンマーなど特定の人権侵害国家について集中的議論を行うものである。これはグローバルとナショナルのリンケージの話で、地域という視点はあまり出てこない。三つ目は、アジア地域における人権レジーム欠如の問題であり、ASEAN 憲章でイニシアティブが始まっている。四つ目は、非常に法的な話で、国際人権法の国内的实施という問題で、例えば条約を批准しているフィリピンが、どのように国内実施しているか定期報告のメカニズムを作る。これは既に、アジア国際法学会で研究チームができています。五つ目は、アジアには地域人権レジームの欠如にも拘らず、特定分野では機能主義的に地域人権協定がある。メコン流域における子供と女性の保護、人身売買についての協定には、注目すべきことに中国もミャンマーも参加している。六つ目は、途上国で社会権を実現する上で、如何に開発と人権をリンケージさせるかの問題で、今、最も活発に研究されている分野である。以上の六つの内、三つ目、五つ目、六つ目が、研究の注目度、比較優位の点、アジア統合という COE の視点から言って、アジェンダになりそうである。

メニューの三つ目は、正にアジア地域統合の議論だが、これからどうなるかをフォローする作業になる。その際、ヨーロッパの例がどの程度参考になるかという研究が成り立つが、私の知る限り、これを本格的にやっている人はいない。グローバルの人権レジーム、人権規約や宣言などがあっても、結局ナショナルレベルで人権保障がなされなければ意味がない。グローバルレベルでは、ナショナルレベルでの人権の標準化、調和をする。ただ、ヨーロッパやラテンアメリカなどは、全てをグローバルに持っていく必要はなくて、地域レベルで解決できることがたくさんある。日本では、解釈でも何でも全てをジュネーブに持っていかなくてはならず、人権弁護士と話すとならが大変だという。アジアだけ、何故、地域レジームがないのかという問題は、普段の生活や、日本で勉強している分には不便や違和感はないが、欧米で国際人権を学ぶと極めて特徴的で、よく指摘されることである。

メニューの五つ目の人身売買については、ASEAN が重要課題として取り組み、研究分野としても成長している分野である。国境を越えて取引をするので、本国送還について国家

同士の地域協定が必要である。人権規約に署名していないアジアの国家群も参加している。国連や米国も介入しているが、本来はアジア地域で問題解決できる分野だと言える。

メニューの六つ目の開発と人権について、人間開発の意味で言えば、生存・発展の権利が保障されると同時に搾取や暴力を受けないという権利が必要になり、人間の安全保障の議論になる。人権侵害するなら開発をやめるというコンディショナリティーの議論、もう一つは人権改善のための開発援助をするポジティブ・サポートの議論、（これはガンバリ特使のミャンマーに対する姿勢で、日本も賛成）があるが、最も進んでいるのは開発の中で人権を主流化していこうというライツ・ベースド・アプローチである。人権業界は、歴史は古いがお金はない。一方、開発業界はお金があり影響力があるから、人権を侵害するのではなく、改善しながら援助する方法が求められる。日本の ODA が平和構築に結びついたのか、むしろ紛争に繋がったのかも因果関係は不明である。この種の研究はアフリカではたくさんあるが、アジアではあまり進んでいない。

記録：平川幸子（GIARI アジア地域統合フェロー）

編集：長田洋司（アジア太平洋研究科助手）